

第1号訪問事業所（現行相当） 各位

八幡市健康福祉部高齢介護課

同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）届出について

平素は介護保険サービスの提供にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、同一建物減算の届出につきまして、指定先の市町村に提出が必要となっております。

つきましては、国の解釈通知、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

訪問介護・訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4-2）

2. 適用期間

令和6年度

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4月1日～9月末日	11月1日～3月末日	10月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)
後期	10月1日～2月末日	4月1日～9月末日	3月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)

令和7年度以降

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日～8月末日	10月1日～3月末日	9月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月末日	3月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)

3. 提出先

八幡市役所健康福祉部高齢介護課

4. 提出方法

郵送または持参により提出してください。

※郵送の場合、締切日消印有効

担当：八幡市健康福祉部高齢介護課
地域支援係
TEL: 075-983-5471（直通）
FAX: 075-972-2520
E-mail: koreikaigo@mb.city.yawata.kyoto.jp

参考資料

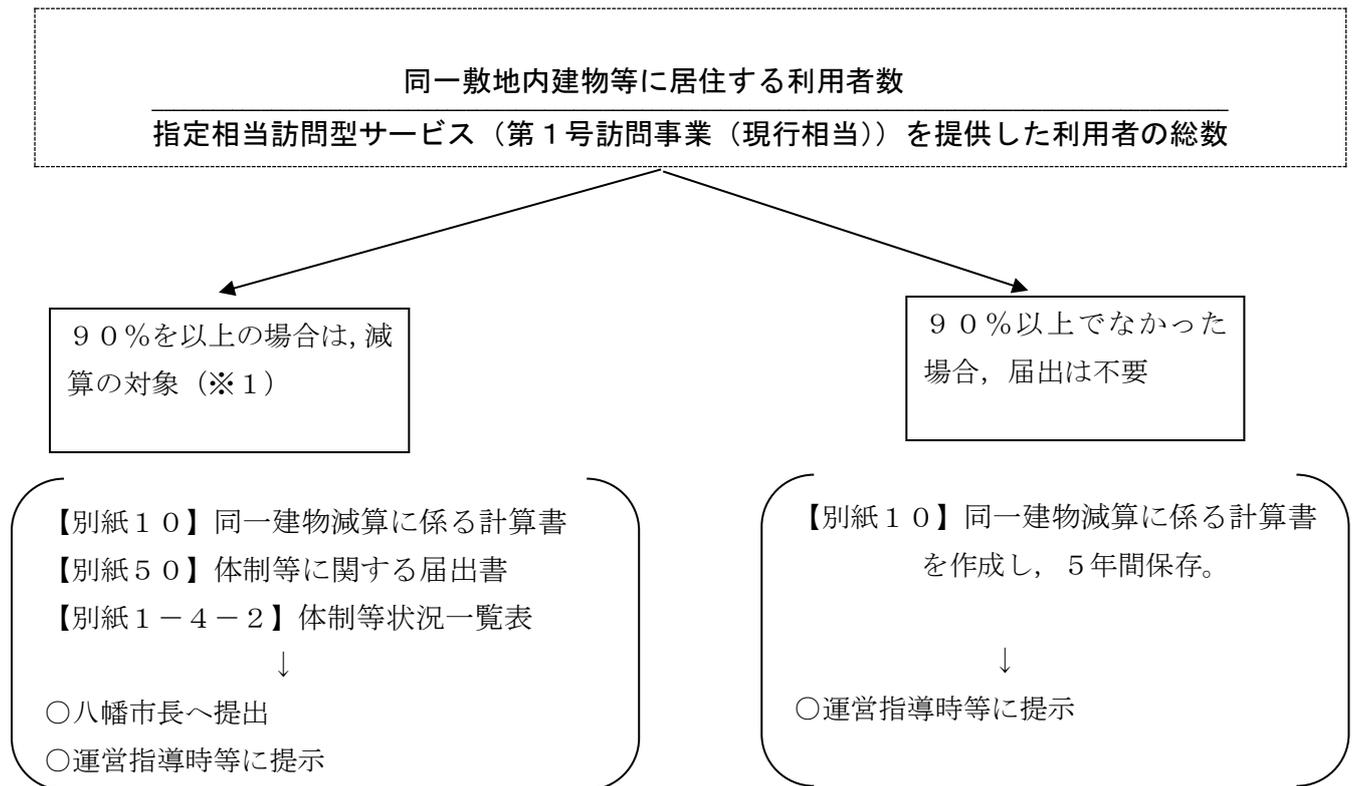
令和6年度の介護報酬改定に伴い、同一建物減算に新たな区分が新設されました。

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<u>④12%減算（新設）</u>	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した指定相当訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>

令和6年度介護報酬改定における改訂事項について p 135,136 より

上記④の計算方法及び提出書類について

<※次頁に計算式>



※1 正当な理由がある場合は、当該理由がわかる書類（任意様式）も併せてご提出ください。

(計算式)

当該事業所における判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者のうち、
同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員） ÷
当該事業所における判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者数（利用実人員） =〇〇%

※計算上の留意事項

①「同一敷地内建物等に居住する利用者」には、“第1号訪問事業所（現行相当）における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者”を除きます。